### 業務委託契約書(単価契約)

- 1 件 名 指定ごみ袋・ごみ処理券調達管理収納等業務委託
- 2 履行場所 会津若松市内
- 3 履行期間 令和7年 月 日 から 令和12年3月31日 まで
- 4 契約単価 別紙「契約単価内訳書」のとおり (消費税及び地方消費税の額を除く。)
- 5 契約保証金
- 6 契約代金(委託料)の計算方法

契約代金(委託料)は、契約単価に履行数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費 税相当額を加えた額(当該金額に1円未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てた 金額)とする。

上記の委託業務について、発注者 会津若松市 と、受注者 とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を 保有する。

年 月 日

住所 福島県会津若松市東栄町3番46号

発注者 会津若松市

代表者 会津若松市長

住所

受注者

代表者

# 別紙 契約単価内訳書

## (1)市民購入に係る指定ごみ袋及びごみ処理券

種別	規格	1枚当たり単価
燃やせるごみ用	大袋(40ℓ)	円
	中袋(20ℓ)	円
	小袋(10ℓ)	円
	ミニ袋(5ℓ)	円
燃やせないごみ用	大袋(40ℓ)	円
	中袋(20ℓ)	円
	小袋(10ℓ)	円
	ミニ袋(5ℓ)	円
共通ごみ処理券		円
粗大ごみ処理券		円

## (2)減免引換券に係る指定ごみ袋

種別	規格	1枚当たり単価
燃やせるごみ用	大袋(40ℓ)	円
	中袋(20ℓ)	円
	小袋(10ℓ)	円
	ミニ袋(5ℓ)	円
燃やせないごみ用	小袋(10ℓ)	円

## (3)市の直営使用に係る指定ごみ袋

種別	規格	1枚当たり単価
燃やせるごみ用	大袋(40ℓ)	円
	中袋(20ℓ)	円
	小袋(10ℓ)	円
	ミニ袋(5ℓ)	円
燃やせないごみ用	小袋(10ℓ)	円

#### 標準委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別冊の図面、仕様書、入札(見積)説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに発注者の指示(単価契約にあっては履行数量、履行期限等に関する指示を含む。)をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の契約の履行を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了(仕様書等に定めのある場合は、契約の履行の目的物(以下「成果物」という。)の引渡しを含む。以下同じ。)し、発注者は、その契約代金(単価契約にあっては履行完了した実績数量に応じた代金。以下同じ。)を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する契約の履行を完 了させるため、必要な指示を受注者に対し て行うことができる。この場合において、 受注者は、当該指示に従い契約を履行しな ければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは仕様書等に 特別の定めがある場合又は前項の指示若し くは発注者と受注者との協議がある場合を 除き、契約の履行を完了させるために必要 な一切の手段をその責任において定めるも のとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り 得た秘密を漏らしてはならない。この契約 が終了した後も同様とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者 の間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者 との間で用いる計量単位は、仕様書等に特 別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号) 及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に関する訴訟の提起又は調停の 申立てについては、発注者の所在地の事務 所を管轄する日本国の裁判所をもって合意 による専属的管轄裁判所とする。

### 第2条 削除

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第105条の規定により契約保証金の全部の納付を免除された場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生 ずる損害をてん補する履行保証保険契約 の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証 金額又は保険金額(第4項において「保証 の額」という。)は、契約金額(単価契約 にあっては、単価に予定数量を乗じて計算 される契約金額相当額。以下同じ。)の10 分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2 号に掲げる保証を付したときは、当該保証 は契約保証金に代わる担保の提供として行

われたものとし、同項第3号に掲げる保証 を付したときは、契約保証金の納付を免除 する。

4 契約金額の変更があった場合には、発注 者は保証の額が変更後の契約金額の 100 分 の5以下になるときは、10分の1に達する まで保証の額の増額を請求することができ、 受注者は保証の額の減額を請求することが できる。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、成果物、未完成の成果物及び 契約を履行する上で得られた記録等を第三 者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担 保の目的に供してはならない。ただし、あ らかじめ、発注者の承諾を得た場合は、こ の限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受注者は、成果物が著作権法(昭和 45年法律第48号)第2条第1項第1号に規 定する著作物(以下「著作物」という。) に該当するときは、当該著作物に係る受注 者の著作権(著作権法第21条から第28条ま でに規定する権利をいう。)を当該著作物 の引渡し時に発注者に無償で譲渡するもの とする。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するか 否かにかかわらず、当該成果物の内容を受 注者の承諾なく自由に公表することができ る。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するとき

- は、その改変に同意する。また、発注者は、 成果物が著作物に該当しない場合には、当 該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に 改変することができる。
- 5 受注者は、成果物及び契約を履行する上で得られた記録等が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該目的物及び記録等を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず、当該成果物及び契約を履行する上で得られた記録等の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

- 第6条 受注者は、契約の履行の全部又は主 たる部分を一括して、又は仕様書等におい て指定した部分を第三者に委任し、又は請 け負わせてはならない。
- 2 受注者は、契約の履行の一部を第三者に 委任し、又は請け負わせようとするときは、 あらかじめ書面により発注者の承諾を得な ければならない。ただし、発注者が仕様書 等において指定した軽微な部分を委任し、 又は請け負わせようとするときは、この限 りでない。
- 3 発注者は、受注者に対して、契約の履行 の一部を委任し、又は請け負わせた者の商 号又は名称その他必要な事項の通知を請求 することができる。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意 匠権、商標権その他日本国の法令に基づき 保護される第三者の権利(以下本条におい て「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(履行報告)

第8条 受注者は、仕様書等の定めるところ により、この契約の履行について発注者に 報告しなければならない。

(仕様書等に不適合な場合の措置)

第9条 受注者は、契約の履行が仕様書等又 は発注者の指示若しくは発注者と受注者の 協議の内容に適合しない場合において、発 注者が再履行その他の措置を請求したとき は、これに従わなければならない。

(条件変更等)

- 第10条 受注者は、契約の履行に当たり、次 の各号のいずれかに該当する事実を発見し たときは、その旨を直ちに発注者に通知し、 その確認を請求しなければならない。
  - (1) 図面、仕様書、入札(見積)説明書及 びこれらの図書に係る質問回答書並びに 現場説明に対する質問回答書が一致しな いこと(これらの優先順位が定められて いる場合を除く。)。
  - (2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - (4) 仕様書等に明示されていない履行条件 について予期することのできない特別な 状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求 されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実 を発見したときは、受注者の立会いの上、 直ちに調査を行わなければならない。ただ

- し、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査 の結果(これに対してとるべき措置を指示 する必要があるときは、当該指示を含 む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以 内に、その結果を受注者に通知しなければ ならない。ただし、その期間内に通知でき ないやむを得ない理由があるときは、あら かじめ、受注者の意見を聴いた上で、当該 期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲 げる事実が確認された場合において、必要 があると認められるときは、発注者は、仕 様書等の訂正又は変更を行わなければなら ない。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変 更が行われた場合において、発注者は、必 要があると認められるときは、履行期間若 しくは契約金額を変更し、又は受注者に損 害を及ぼしたときは必要な費用を負担しな ければならない。

(仕様書等の変更)

第11条 発注者は、前条第4項の規定による ほか、必要があると認めるときは、仕様書 等又は契約の履行に関する指示の変更内容 を受注者に通知して、これらを変更するこ とができる。この場合において、発注者は、 必要があると認められるときは、履行期間 又は契約金額を変更し、又は受注者に損害 を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事情の変更)

第11条の2 発注者及び受注者は、この契約 の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法 令の制定又は改廃その他予期することので きない著しい事情の変更により、この契約 に定める条件が不適当となったと認められ る場合は、相手方と協議してこの契約を変 更することができる。 2 前項の場合において、この契約に定める 条項を変更する必要があるときは、発注者 及び受注者が協議して書面により定めるも のとする。

(契約の履行の一時中止)

- 第12条 発注者は、必要があると認めるときは、契約の履行の中止内容を受注者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約の履行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が契約の履行の続行に備え、契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の提案)

- 第13条 受注者は、仕様書等について、技術 的又は経済的に優れた代替方法その他改良 事項を発見し、又は発案したときは、発注 者に対して、当該発見又は発案に基づき仕 様書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案 を受けた場合において、必要があると認め るときは、仕様書等の変更を受注者に通知 するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により仕様書等が 変更された場合において、必要があると認 められるときは、履行期間又は契約金額を 変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第13条の2 発注者は、履行期間の延長又は 短縮を行うときは、この業務に従事する者 の労働時間その他の労働条件が適正に確保 されるよう、やむを得ない事由により業務 の実施が困難であると見込まれる日数等を 考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長) 第14条 受注者は、その責めに帰すことがで

- きない事由により履行期間内に契約の履行 を完了することができないときは、その理 由を明示した書面により発注者に履行期間 の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない

(発注者の請求による履行期間の短縮等) 第15条 発注者は、特別の理由により履行期 間を短縮する必要があるときは、履行期間 の短縮変更を受注者に請求することができ る。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を短縮すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要 があると認められるときは、契約金額を変 更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは 必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第15条の2 履行期間の変更については、発 注者と受注者とが協議して定める。ただし、 当該協議の開始の日から14日以内に当該協 議が成立しない場合には、発注者は、履行 期間を変更し、受注者に通知するものとす る。
- 2 前項の協議の開始の日については、発注 者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に 通知する。

(契約代金額の変更方法等)

第15条の3 契約代金額の変更については、 契約締結時の価格を基礎として、発注者と 受注者とが協議して定める。ただし、協議 開始の日から30日以内に当該協議が成立し ない場合には、発注者が定め、受注者に通 知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者 が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通 知する。
- 3 この約款の規定により受注者が増加費用 を必要とした場合又は損害を受けた場合に 発注者が負担する必要な費用の額について は、発注者と受注者とが協議して定める。 (一般的損害)
- 第16条 契約の履行に関し生じた損害(次条 第1項又は第2項に規定する損害を除 く。)については、受注者がその費用を負 担する。ただし、その損害のうち発注者の 責めに帰すべき事由により生じたものにつ いては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第17条 契約の履行に関し第三者に及ぼした 損害について、当該第三者に損害の賠償を 行わなければならないときは、受注者がそ の賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の指示等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行に関し第 三者との間に紛争を生じた場合においては、 発注者と受注者は、協力してその処理解決 に当たるものとする。

(検収及び引渡し)

- 第18条 受注者は、各月の業務を完了したと きは、仕様書等の定めるところにより、遅 滞なく発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による報告があっ

- た場合、仕様書等の定めるところにより、 契約の履行を確認するための検収を完了し なければならない。
- 3 受注者は、あらかじめ発注者が指定した 場合は、指定された日時及び場所において、 前項の検収に立ち会わなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者は検収に立 ち会わなかったときは、検収の結果につい て異議を申し立てることはできない。
- 5 第2項の検収に直接要する費用は、受注 者の負担とする。ただし、発注者の故意又 は過失により過分の費用を要した分につい ては、発注者がこれを負担する。
- 6 受注者は、履行の内容が第2項の規定に よる検収に合格しないときは、直ちに修補 して発注者の検収を受けなければならない。 この場合において修補の完了を契約の履行 の完了とみなして前各項の規定を準用する。 (契約代金の支払)
- 第19条 受注者は、前条第2項(前条第6項 後段において準用する場合を含む。第3項 において同じ。)の規定による検収に合格 したときは、発注者に当該月分の契約代金 を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から30日以内に契約代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により 前条第2項の期間内に検収をしないときは、 その期限を経過した日から検収をした日ま での期間の日数は、前項の期間(以下「約 定期間」という。)の日数から差し引くも のとする。この場合において、その遅延日 数が約定期間の日数を超えるときは、約定 期間は、遅延日数が約定期間の日数を超え た日において満了したものとみなす。

(検収前における使用)

第20条 発注者は、第18条第2項の規定による検収前においても、成果物の全部又は一

部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その 使用部分を善良な管理者の注意をもって使 用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の 全部又は一部を使用したことによって受注 者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を 負担しなければならない。

### 第21条 削除

(契約不適合責任)

- 第22条 発注者は、契約の履行内容又は契約の履行による成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、当該契約不適合の修補又は代替品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は当該履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において受注者は、発注者に 不相当な負担を課するものでないときは、 発注者が請求した方法と異なる方法による 履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の 期間を定めて履行の追完の催告をし、その 期間内に履行の追完がないときは、発注者 は、その契約不適合の程度に応じて代金の 減額を請求することができる。ただし、次 の各号のいずれかに該当する場合は、催告 をすることなく、直ちに契約代金の減額を 請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の履行内容又はその履行による成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追

完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第23条 発注者は、契約の履行が完了するまでの間は、次条又は第25条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を 解除した場合において、受注者に損害を及ぼ したときは、その損害を賠償しなければなら ない。

(発注者の催告による解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても契約の履行に着手しないとき。
- (2) 納入期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、発注者の監督、検収の 実施に当たり指示に従わないとき又は職 務の執行を妨げたとき。
  - (4) 正当な理由なく、第22条第1項の履行 の追完がなされないとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第25条 発注者は、受注者が次の各号のいず れかに該当するときは、直ちにこの契約を 解除することができる。
  - (1) 第4条第2項の規定に違反して契約代

金債権を譲渡したとき。

- (2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が その債務の履行をせず、発注者が前条の 催告をしても契約をした目的を達するの に足りる履行がされる見込みがないこと が明らかであるとき。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団をい う。以下この条において同じ。)又は暴 力団員(暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律第2条第6号に規定す る暴力団員をいう。以下この条において 同じ。)が経営に実質的に関与している と認められる者に契約代金債権を譲渡し たとき。
- (7) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (8) 第27条又は第28条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 第33条第1項各号に該当したとき。
- (10) 会津若松警察署長からの通知又は回答 により受注者が次のいずれかに該当する とき。
  - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合

- にはその役員又はその支店若しくは常 時契約を締結する事務所の代表者をい う。以下この号において同じ。) が暴 力団員であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的 に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者 の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又 は暴力団員を利用するなどしたと認め られるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会 的に非難されるべき関係を有している と認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、 その相手方がアからオまでのいずれか に該当することを知りながら、当該者 と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれか に該当する者を再委託契約その他の契 約の相手方としていた場合に、発注者 が受注者に対して当該契約の解除を求 め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合 の解除の制限)

第26条 第24条各号又は前条第1号から第6号までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第27条 受注者は、発注者がこの契約に違反 したときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないとき は、この契約を解除することができる。た だし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該 当するときは、直ちにこの契約を解除する ことができる。
  - (1) 第11条の規定による仕様書等の変更に 伴う契約金額が3分の2以上減少したと き。
  - (2) 第12条の規定によるこの契約の履行の中止期間が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の履行完了後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反 によってこの契約の履行が不可能となっ たとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合 の解除の制限)

第29条 第27条又は前条各号に定める場合が 受注者の責めに帰すべき事由によるもので あるときは、受注者は、前2条の規定によ る契約の解除をすることができない。

(合意解除)

第30条 発注者は、必要と認めるときは、第 23条から前条までの規定にかかわらず、受 注者と協議して、契約の全部又は一部を解 除することができる。

(解除の効果)

- 第31条 この契約が解除された場合には、第 1条第2項に規定する発注者及び受注者の 義務は消滅する。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に契約の履行を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履

行部分を検収の上、当該検収に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分に相応する契 約代金の額は、発注者と受注者が協議して 定める。ただし、協議開始の日から14日以 内に協議が整わない場合には、発注者が定 め、受注者に通知する。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第32条 発注者は、受注者が次の各号のいず れかに該当するときは、これによって生じ た損害の賠償を請求することができる。
  - (1) 履行期限までに債務の履行を完了することができないとき。
  - (2) 第22条第1項に規定する契約不適合があるとき。
  - (3) 第24条又は第25条の規定により、履行の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本 旨に従った履行をしないとき又は債務の 履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、 受注者は、前項の損害賠償に代えて、契約 金額の10分の1に相当する額を違約金とし て発注者の指定する期間内に支払わなけれ ばならない。
  - (1) 第24条又は第25条の規定により履行の 完了前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 履行の完了前に、受注者がその債務の 履行を拒否し、又は受注者の責めに帰す べき事由によって受注者の債務について 履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定が あった場合において、破産法(平成16年 法律第75号)の規定により選任された破

産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定が あった場合において、会社更生法(平成 14年法律第 154 号)の規定により選任さ れた管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定が あった場合において、民事再生法(平成 11年法律第22号)の規定により選任され た再生債務者等
- 4 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項各号又は第2項各号に定める場合 (第3項の規定により第2項第2号に該当 する場合とみなされる場合を除く。)がこ の契約及び取引上の社会通念に照らして受 注者の責めに帰することができない事由に よるものであるときは、第1項及び第2項 の規定は適用しない。
- 6 第1項第1号の場合においては、発注者 は、受注者がその責めに帰すべき事由に よって履行期限までに履行を終わらなかっ たときは、遅延損害金を徴収する。
- 7 前項の遅延損害金の額は、契約金額から 検収に合格した履行部分に相応する契約金 額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 年3パーセントの割合で計算した額(計算 した額が100円未満であるときはその全部 を、100円未満の端数があるときはその端 数を全部切り捨てる。)とする。

(談合等不正行為に対する賠償の予約)

第33条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律(昭和22年法律第54 号。以下「独占禁止法」という。)第3 条の規定に違反し、又は受注者が構成第 業者である事業者団体が独占禁止法り、 公正取引委員会が受注者に対し、独占等 企工取引委員会が受注者に対し、独占等 企工等7条の2第1項(独占禁止法第8 条の3において準用する場合を含む、以下 「納付命令」という。)を行い、当該命令が確定したとき(確定した当該命令が 独占禁止法第63条第2項の規定により取 り消された場合を含む。)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「たときは、受注者等」という。)に対する命令で確定したのをいい、受注者等に行われていなものをいい、受注者等に行われていないときは、各名宛人に対する命令をいいときは、各名宛人に対する命令をいいないでありに対ける当該命令をいいが確定した場合における当該命令をいいが確定した場合における当該命令をいいがなりに対いて、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象ととない、の契約が当該期間(これらの命令において、係る事件について、公正取引委員会が受注を力が当該納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札(見積書の提出を含む。) が行われたものであるとき。当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項に規定する場合において、受注者が 共同企業体であり、既に解散しているとき は、発注者は、受注者の代表者であった者 又は構成員であった者に賠償金を請求する ことができる。この場合において受注者の 代表者及び構成員であった者は、連帯して 当該賠償金を支払わなければならない。
- 3 受注者が第1項の違約金を発注者が指定 する期間内に支払わないときは、受注者は、 当該期間を経過した日から支払いをする日 までの日数に応じ、年3パーセントの割合 で計算した額(計算した額が100円未満で あるときはその全部を、100円未満の端数 があるときはその端数を全部切り捨て る。)の遅延利息を発注者に支払わなけれ ばならない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第34条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
  - (1) 第23条、第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨 に従った履行をしないとき又は債務の履 行が不能であるとき。
  - 2 発注者の責めに帰すべき事由により、 第19条第2項の規定による契約代金の支 払いが遅れた場合においては、受注者は、 未受領金額につき、遅延日数に応じ、契 約日における政府契約の支払遅延防止等

に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額(計算した額が100円未満であるときはその全部を、100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てる。)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(相殺)

第35条 発注者は、この契約において、受注 者に対して有する金銭債権があるときは、 受注者が発注者に対して有する契約代金請 求権その他の債権と相殺し、不足があると きは追徴することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第36条 受注者が、種類又は品質に関して契 約の内容に適合しない成果物を発注者に引 き渡した場合において、発注者がその不適 合を知った日から1年以内にその旨を受注 者に通知しないときは、発注者は、当該契 約不適合を理由とした履行の追完の請求、 損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契 約の解除(以下この条において「請求等」 という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の 内容、請求する損害額の算定の根拠等当該 請求等の根拠を示して、受注者の契約不適 合責任を問う意思を明確に告げることで行 う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に 係る請求等が可能な期間(以下この項及び 第6項において「契約不適合責任期間」と いう。)の内に契約不適合を知り、その旨 を受注者に通知した場合において、発注者 が通知から1年が経過する日までに前項に 規定する方法による請求等をしたときは、 契約不適合責任期間の内に請求等をしたも のとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったとき は、当該請求等の根拠となる契約不適合に 関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求

等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の 故意又は重過失により生じたものであると きには適用せず、契約不適合に関する受注 者の責任については、民法の定めるところ による。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適 合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、第18条第2項の検収の際に契 約不適合があることを知ったときは、第1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受 注者に通知しなければ、当該契約不適合に 関する請求等をすることはできない。ただ し、受注者がその契約不適合があることを 知っていたときは、この限りでない。
- 8 第1項の規定は、契約不適合が発注者の 指示により生じたものであるときは、発注 者は当該契約不適合を理由として、請求等 をすることができない。ただし、受注者が その指示が不適当であることを知りながら これを通知しなかったときは、この限りで ない。

(暴力団等からの介入の排除等)

- 第37条 受注者は、暴力団、暴力団員又は社会的非難関係者から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに不当要求の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2 発注者は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、受注者が第25条第1項第10号に該当するか否かについて、照会できるものとする。
- 3 受注者は、前項の規定により、発注者が 警察署へ照会を行うことについて承諾する。 (個人情報の保護)

第38条 発注者及び受注者は、この契約を履

行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の保護に係る約款」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第39条 この約款に定めのない事項について は、会津若松市財務規則の定めるところに よるほか、必要に応じて発注者と受注者が 協議して定める。

### 個人情報の保護に係る約款

(総則)

第1条 会津若松市(以下「発注者」という。)及び発注者が委託する業務(以下「委託業務」という。)の受託者(以下「受注者」という。)は、この約款に基づき、委託業務に係る個人情報の保護に関し、本約款の各条項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護の規定の遵守)

第2条 受注者は、個人情報の保護に関しては、法令、条例その他個人情報の保護に関する規程に定められた規定を遵守するものとし、特に、個人番号を含む個人情報を取り扱う場合においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定を遵守しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受注者は、委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書の規定により発注者に承諾を求める場合は、再委託の内容、 そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を 文書で発注者に提出するものとする。

(秘密の保持)

- 第4条 受注者は、前条第1項ただし書の規定により発注者が承認した場合を除き、委託 業務に係る個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。当該委託業務が終了した後 も、また、同様とする。
- 2 前条第1項ただし書の規定により発注者が承認した再委託先の秘密の保持については、 本約款の規定に準じ、受注者と再委託先との間で契約等を締結するものとし、受注者が 全責任を負って必要な措置を講ずるものとする。

(目的外使用等の禁止)

- 第5条 受注者は、委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を他の用途に使用してはならない。当該委託業務の終了後も、また、同様とする。
- 2 受注者は、第3条第1項ただし書の規定により発注者が承認した場合を除き、委託業務の履行により知り得た個人情報の内容を第三者に提供してはならない。当該委託業務が終了した後も、また、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

- 第6条 受注者は、委託業務を処理するため発注者から引き渡された原票、資料、貸与品等(以下「原票等」という。)を発注者の承諾なくして複写又は複製してはならない。 (個人情報の持出しの禁止)
- 第7条 受注者は、発注者から提供された原票等のうち個人情報に係るもの及び受注者が 業務委託の処理のために作成した当該原票等を記録した磁気媒体等(以下「個人情報記 録媒体等」という。)については、発注者の庁舎外又は委託業務を処理する場所として 発注者が指定した場所以外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面 による承諾を受けた場合は、この限りではない。

(個人情報の管理)

- 第8条 受注者は、発注者から提供された個人情報記録媒体等については、施錠できる保管車又は施錠若しくは入退管理の可能な保管室に格納する等適正に保管しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により個人情報記録媒体等を管理する場合は、管理責任者を定

めるとともに台帳等を設け個人情報の管理状況を記録するものとする。

3 受注者は、発注者から要求があった場合には、前項の管理記録を発注者に提出しなければならない。

(業務完了後の措置)

- 第9条 受注者は、委託業務の完了後、当該委託業務の処理について、発注者から提供された個人情報記録媒体等を、発注者の定めるところにより、発注者に返却し、又は破棄若しくは削除しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報記録媒体等を破棄する場合は、物理的な破壊その他委託業務に係 る個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、個人情報記録媒体等の破棄又は削除に際し発注者から立会いを求められた 場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、個人情報記録媒体等の破棄又は削除を行った後、破棄又は削除を行った日時、担当者名及び破棄又は削除の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(発注者の検査等)

- 第10条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者の作業現場の実地調査を含めた 受注者の作業に対する検査及びに作業の実施に係る指示を行い、並びに個人情報の管理 について報告を求めることができる。
- 2 受注者は、前項の規定により発注者から作業内容の検査の要求及び作業の実施に係る指示並びに個人情報の管理についての報告の要求があった場合は、これを拒むことができない。

(事故発生時の措置)

第11条 受注者は、委託業務に係る個人情報について、漏えい、滅失、き損その他の事故が発生した場合は、直ちに、発注者に連絡し、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、委託業務の処理に関して、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

(約款外の事項)

第13条 この約款に定めのない事項及びこの約款に定める事項に関する疑義については、 必要に応じて、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。